

神奈川県指定特定非営利活動法人審査会の役割について

○ 審査会の役割

1 設置の目的（附属機関の設置に関する条例）

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（以下、「条例」という。）の定めるところにより、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。

2 審議内容

(1) 基準の適合性の判断

- ・ 県の指定基準（「条例、規則及び審査基準等」のことをいう。以下同じ。）に基づき、個別に適合についての判断を行う。
- ・ 指定基準の具体的な運用、解釈については、個別事案ごとに合議により決定することとする。また、その結果を蓄積していくことで、今後の審査における基準とする。

(2) 条例第20条第2項(任意的取消事由)による、指定の取消しに関する判断

(3) 指定基準に対する意見の建議

3 審議回数

- ・ 原則、審議対象案件ごとに2回とする。
- ・ 審議が終わらない案件については、次回審査会において、継続して審議を行う。